

## 新潟県条例第12号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請をする者は、<u>同項に規定する理由のやんだ後相当の期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（公示送達）</p> <p><b>第13条</b> 法第20条の2（公示送達）の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を施行規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する地域振興局若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該地域振興局若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）</p> <p><b>第19条</b> 市町村長は、当該年度分として課した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を別に知事が定める様式によって記載した文書により、最初の納期限の月の末日現在における状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>個人の県民税の課税額、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。以下同じ。）の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第74条の2</b> 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の</p>	<p style="text-align: center;">（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第9条</b> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請をする者は、<u>第1項に規定する期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に延長を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p style="text-align: center;">（公示送達）</p> <p><b>第13条</b> 法第20条の2（公示送達）の規定による公示送達は、課税地を所管する地域振興局又は県庁の掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（個人の県民税の賦課徴収に関する報告）</p> <p><b>第19条</b> 市町村長は、当該年度分として課した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を別に知事が定める様式によって記載した文書により、最初の納期限の月の末日現在における状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>個人の県民税の課税額と個人の市町村民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><b>第74条の2</b> 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の</p>

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の10第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

全てに該当するものが、種別割の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第18条の改正 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日

(2) 第74条の2の改正 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(3) 第13条の改正及び附則第3項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(災害等による期限の延長に関する経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県県税条例（以下「新条例」という。）第9条の規定は、この条例の施行の日以後に期限が到来する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）について適用し、同日前に期限が到来した申告等については、なお従前の例による。

(公示送達に関する経過措置)

3 新条例第13条の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

4 新条例第19条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

5 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。